

# 少子化の要因分析<sup>1</sup>

---

## 少子化対策の見直し

横浜市立大学 藤野次雄ゼミ

2005年12月3日

浅井暁子 井上晋作 金澤真佑子 茅根広憲

---

<sup>1</sup>本稿は、2005年12月3日、4日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2005」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、藤野次雄教授（横浜市立大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

# 要旨

出生率の低下が止まらない。その裏に隠された「子どもを産みたくても産めない」という日本の育児環境を改善すべく、出生率の要因分析を行った。

実証分析の結果、全国では、25歳～29歳世代の女性の賃金が出生率に負の影響を与えており、女性の賃金の上昇による機会費用の増加が、子育てコストとして作用していることを示している。また、1992年の育児休業法の施行は、出生率に正の影響を与えていることが分かった。この政策は効果があったといえる。地域別推計では、都市型地域において教育費が負の影響を与えている。改正児童手当法は正の影響を与えることが分かったが、保育所（保育園の定員数）は負の影響を与える。これは、都市型地域において、保育所の待機児童の数が過剰であるため、保育所の増加のスピードが追いついていないからだと予測される。農村型においては、育児休業法、育児休業給付、育児・介護休業法がすべて正の影響を与えており、政策の効果が認められる。都市近郊型の地域では、住居費が高いほど、出生率は低下すること、母子衛生活動は出生率に正の影響を与えることが分かった。幼稚園、保育園の増加は、出生率を上げる効果があるが、住居費の上昇は出生率に負の影響を与える。

以上の推計結果から、五つの政策提言を行う。まず一つ目は、育児休業制度の再検討である。法律の整備にとどまらず、実際に育児休業を取れるシステムの構築が求められる。次に二点目として、保育所の拡充を掲げる。ただ単に所数を増やすのではなく、個人のニーズに合った保育所のあり方を探る必要がある。「保険証」ならぬ「保育証」の導入も、保育所整備の一環となるだろう。三つ目として、民間企業の協力を得て、妊産婦指導の普及を図る。四番目には、育児手当などの個人に対する資金援助を段階的に廃止することを提案する。最後五つ目に、全国一律ではなく、地域の特色に見合った政策を実施すべきだと考える。

目次

## はじめに

### 第1章 現状分析

- 第1節 (1. 1) 人口構造の変化
- 第2節 (1. 2) 日本の育児環境整備政策
- 第3節 (1. 3) 地域格差について

### 第2章 実証分析

- 第1節 (2. 1) 出生率に関する先行研究
- 第2節 (2. 2) 本論文における研究の方向性について
- 第3節 (2. 3) 分析方法
- 第4節 (2. 4) 推計結果及びその考察

### 第3章 政策提言

- 政策1 (3. 1) 育児休業制度の再検討
- 政策2 (3. 2) 保育所の充実
- 政策3 (3. 3) 妊産婦保健指導の拡充
- 政策4 (3. 4) 個人に対する資金援助の見直し
- 政策5 (3. 5) 地域の特色に根ざした政策の追求

### 第4章 今後の研究課題

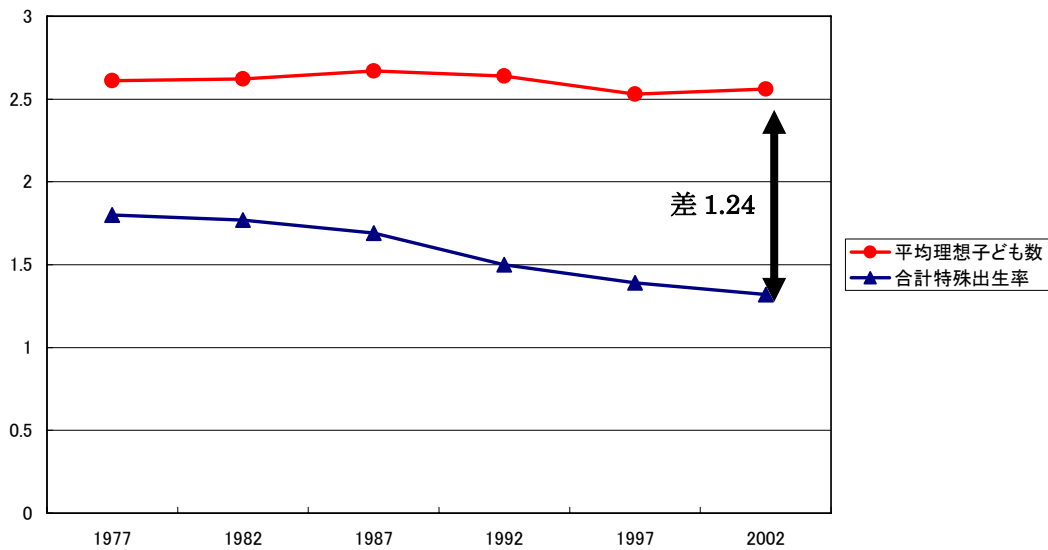
### 参考文献・データ出典

# はじめに

少子化に歯止めが利かない。2004 年の合計特殊出生率は、過去最低を記録した 2003 年に並ぶ 1.29 となった。出生率の低下が示す重大な問題として、子供を持ちたくても様々な障壁によってそれをかなえることが出来ない国民が多いという事実がある。それを示す資料が図 1-1 である。

このグラフにおいて、年々二線の乖離は拡大しているが、平均理想子ども数に変化がないことに注目すべきである。これは、この二十五年間、「子どもが欲しい」という夫婦の意識に大きな変化がなかったためだと推測される。つまり、この乖離は合計特殊出生率の低下に起因する。

図1-1 乖離のある理想の子ども数と合計特殊出生率

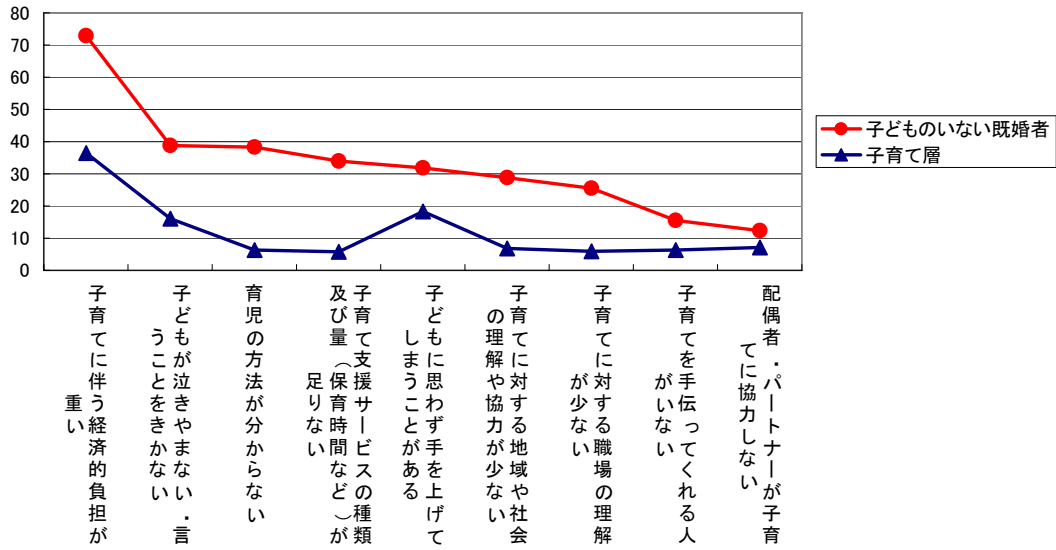


(注) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向調査」(2002年)、「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」により作成  
 2. 「理想子ども数」は「あなたご夫婦にとって理想的な子どもの数は何人ですか」と尋ねた問に対する回答による。  
 3. 回答した人は、全国の50歳未満、初婚同士の夫婦の妻(理想子ども数不詳を除く)。

そもそも合計特殊出生率とは、一人の女性が子どもを産むか産まないか、産むならば何人産むのかといった、実際の個人選択の集積とすることができよう。産みたいという意味はあるのに、実際には「産む」という選択をしない、できないのはなぜなのだろうか。

図 1-2 は、子育てに対する不安や悩みについて、財団法人子ども未来財団が作成したアンケート結果である。

図1-2 子育てに対する不安や悩み

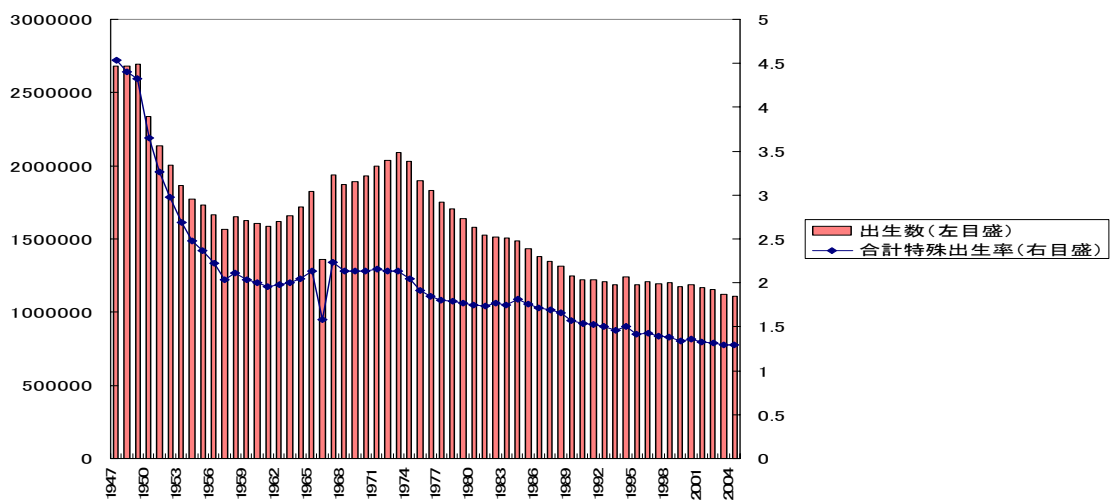


- (注) 1. 財団法人子ども未来研究所「子育てに対する意識調査」(2004年)により作成。  
 2. 子育てをしている人に対し「子育てにあたって不安や悩みに思っていることはどのようなことですか。あてはまるものすべてをお選びください」、子どものいない人に対し「あなたが、将来の子育てについて不安に思っていることはどのようなことですか。あてはまるものすべてをお選びください」とそれぞれ尋ねた問に対して回答した人の割合。  
 3. 選択肢は自由に「その他」及び「特になし」。また、子育てをしている人に対しては、自由に「子どもの病気や发育のこと」、「子どもと過ごす時間や会話の少なさ」、「子どもとどう接したらよいか分からない」、「子育てについての相談相手が少ない」、「子育てをしていて孤立感が強い」の選択肢も加えられている。  
 4. 「子どものいない既婚者層」とは18~29歳、30~35歳、36歳以上の子どもなしの既婚者、「子育て層」とは子どもの年齢が0歳から高校生に含まれる父親または母親をそれぞれ指す。  
 5. 回答した人は、子どものいない既婚者層の男性209人、同女性211人、子育て層の男性564人、同女性602人。「その他」及び「特になし」と、子育てをしている人に対する選択肢(「子どもの病気や发育のこと」、「子どもと過ごす時間や会話の少なさ」、「子どもとどう接したらよいか分からない」、「子育てについての相談相手が少ない」、「子育てをしていて孤立感が強い」)及び無回答についても記載を省略。

上のグラフより、「子育てに伴う経済的負担が重い」と答えた人が多数いる点から、育児環境の整備不足が産み控えの一因になっていると予測できる。そこで第1章では、育児環境整備のために日本政府がどのような政策を講じてきたかについて見る。また、各地域における経済状況や人口構造等について差異が生じている現状をふまえ、出生行動に影響を与えている要因の違いについても探る。これらを踏まえ、第2章において計量経済学的手法を用い分析し、どのような要因が実際の出生行動、つまりは出生率に影響を与えているのかを明らかにしていく。さらに第3章にてこれら実証分析の結果をもとに、国と地域双方を考慮した政策提言を行うことにする。

# 第1章 現状分析

## 第1節 人口構造の変化



資料：厚生労働白書「人口動態統計」

年間の出生数の推移をみると、第1次ベビーブーム期（1947～49年）には約270万人であり、1952年までは200万人台が続いた。その後は、150万人台（1957年）まで減少したものの、1960年代は上昇に転じ、第2次ベビーブーム期（1971～74年）には再び約200万人となった。しかし、これをピークに1975年以降、200万人台を割り込んで、次第に減少していく。1984年には149万人と、150万人を割り込み、その後も減少して、2003年には112万人の出生と、過去最低の数値となった。この出生数は、第1次ベビーブーム期の4割、第2次ベビーブーム期の6割という低水準である。

合計特殊出生率の推移をみると、第1次ベビーブーム期では、4.00を超える水準であったが、1950年代前半に急減し、50年代後半から70年代前半の第2次ベビーブーム期まで2.1前後の安定した数値で推移した。1974年に2.05と、わが国での人口置き換え水準である2.08よりも低くなって以来、現在に至るまで30年間、人口置き換え水準よりも低い値が続くこととなった。それでも第2次ベビーブーム期以降、80年代半ばまでは、合計特殊出生率が1.8台で比較的安定的に推移していた。しかし、80年代半ば以降、漸減傾向が続き、2003年には、戦後初めて1.3を下回る1.29となった。この数値は、過去最低の水準というばかりではなく、国立社会保障・人口問題研究所が2002年1月に発表した「日本の将来推計人口」の中位推計で前提とした2003年の数値1.32よりも低いものであり、日本社会の少子化傾向をあらためて強く印象付けるものとなった。2004年の合計特殊出生率は、過去最低を記録した2003年に並ぶ1.29となった。

## 第2節 日本の育児環境整備政策

日本政府は育児環境整備のためにどのような政策を講じてきたのだろうか。

1989年の『1.57ショック』以降、政府は表2-2-1のような政策を講じてきた。しかし、表の出生率の推移を見る限り目立った効果を与えているものがあるかはわからない。そこで子どもを生みやすい環境整備、すなわち育児支援について政策が形となって現れているものを選んでいこうと思う。

まず、1992年に施行された育児休業法である。この法律ができるにあたって参考になったのは旧電電公社や一部の民間企業でのみ行われていた育児休業制度である。これを受けて1975年に最初の育児休業法が施行された。しかし、この法律では国公立学校の女性教師、社会福祉施設の看護婦、保母など女性にだけ育児休業が認められていた。そこで1992年の改正によって男女ともに認められるようになった。内容としては主に事業主が労働者の満1歳までの育児をするための休業を拒否することや育児のための休業を理由とした解雇が認められないこと、育児休業を取らない労働者に対して勤務時間短縮の処置をとる義務などがある。

1992年の改正では労働者が育児休業中の賃金保障がまったく無かったが、1995年から休業前の賃金の25%が保障されるようになり、より育児休業が取りやすくなった。

1998年4月から改正児童福祉法が施行された。保育制度の見直しとして保護者の保育所選択を可能にし、保育料負担方法を見直し、放課後児童健全育成事業の法制化などを行い、児童保育施策等を見直し、児童の自立支援施策、母子家庭施策の充実を内容としている。

2000年に改正された児童手当法では、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の支給対象年齢を従来の3才未満から、6歳到達後最初の年度末（義務教育就学前）まで延長することとなった。

政府の行ってきた政策は以上の通りだが、合計特殊出生率は下がり続けている。有効な政策であったかどうか疑問である。

表 2-2-1

年次	合計特殊 出生率	出生数 (千人)	取組	
			月	内容
1990(平成2)	1.54	1,222	3月	「平成元年版厚生白書」(長寿社会における子ども・家庭・地域)
			6月	「1.57ショック」
			8月	「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の発足
1991(3)	1.53	1,223	1月	同関係省庁連絡会議の報告
			5月	児童手当法改正(翌年1月から第1子より支給)
1992(4)	1.5	1,209	4月	育児休業法施行(育児休業制度等の法制化)
				ウェルカムベビーキャンペーン
			9月	平成4年将来推計人口(1.80人)
			11月	「平成4年度国民生活白書」(少子社会の到来、その影響と対応)
			12月	厚生大臣主宰「子どもと家庭に関する円卓会議」
1993(5)	1.46	1,188	7月	厚生省児童家庭局長の私的研究会「たくましい子ども・明るい家庭・活力とや
			12月	「エンゼルプランプレリュード」策定
1994(6)	1.5	1,238	3月	高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」
			4月	「平成5年版厚生白書」 (未来をひらく子どもたちのために一子育ての社会的支援を考える一)
			7月	「こども未来財団」設立(こども未来基金)
			12月	エンゼルプランの策定
				緊急保育対策等5か年事業の策定(平7~11年度)
1995(7)	1.42	1,187	4月	育児休業給付の支給(賃金の25%)、育児休業中の健康保険、厚生年金保険の本人保険料負担の免除
			10月	改正育児休業法施行(国等の支援措置の創設等)
1996(8)	1.43	1,207	5月	「平成8年版厚生白書」(家族と社会保障一家族の社会的支援のために一)
1997(9)	1.39	1,192	1月	平成9年将来推計人口(1.61人)
			4月	週40時間労働へ
			10月	人口問題審議会報告
1998(10)	1.38	1,203	4月	改正児童福祉法の施行(保育所入所方法の見直し等)
			6月	「平成10年版厚生白書」 (少子社会を考える一子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を一)
			12月	総理主宰「少子化への対応を考える有識者会議」の提言 (「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」)
1999(11)	1.34	1,178	4月	育児・介護休業法施行(深夜業の制限の創設)
			5月	「少子化対策関係閣僚会議」の開催
			6月	「少子化への対応を推進する国民会議」の開催
			7月	平成11年度第1次補正予算成立(「少子化対策臨時特例交付金」)
			12月	少子化対策推進基本方針の策定 新エンゼルプランの策定(平12~16年度)
2000(12)	1.36	1,191	4月	介護保険法施行、「国民的な広がりのある取組みの推進について」(少子化への対応を推進する国民会議)、育児休業中の厚生年金保険料の事業主負担分の免除
			5月	児童虐待の防止等に関する法律の公布
			6月	児童手当法の一部を改正する法律の施行(支給対象年齢を義務教育就学前)
2001(13)	1.33	1,171	1月	育児休業給付の引き上げ(25%→40%)
			3月	社会保障改革大綱の策定
			6月	児童手当の所得制限の緩和
			7月	「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(閣議決定) (保育所待機児童ゼロ作戦の推進等)
			11月	改正育児・介護休業法施行(休業に係る不利益取扱の禁止)
2002(14)	1.32	1,154	1月	平成14年将来推計人口(1.39人)
			3月	「少子化社会を考える懇談会」開催
			4月	改正育児・介護休業法施行(時間外労働の制限等)
			9月	同懇談会中間取りまとめ 厚生労働省「少子化対策プラスワン」策定
2003(15)	1.29	1,124	3月	少子化対策推進関係閣僚会議「次世代育成支援に関する当面の取組方針」
			7月	次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部を改正する法律の成立 少子化社会対策基本法の成立(9月施行)
			9月	少子化社会対策会議の設置
			12月	少子化社会対策大綱検討会の開催(内閣府特命担当大臣等の関係閣僚及び有識者で構成)
2004(16)			5月	自由民主党少子化問題調査会「今後の少子化対策の方向について」(中間とりまとめ)
			6月	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」の策定 少子化社会対策大綱の策定
				児童手当法の一部改正(支給対象年齢を小学校3年生修了までに拡大、4月に遡って実施)

資料：内閣府「少子化社会白書」

### 第3節 地域格差について

ここで、少子化という視点で地域の状況を見る。

まず、図1-3-1より合計特殊出生率を都道府県別に見ると、2003年時点で、都市型を中心に合計特殊出生率が低く、東京都が最も低く1.00である。一方、合計特殊出生率が最も高いのは、沖縄で1.72となっており、佐賀県、鳥取県、福島県が1.5を上回っている。出生率に明確な地域格差が現れていることが分かる。

また、図1-3-2より、下がり幅は、1990年と比べると鳥根県、新潟県、滋賀県、京都府で大きく、熊本県、大分県、香川県が小さい。

このように、合計特殊出生率や少子化の進行の程度に明確な地域格差が現れている。

図1-3-1

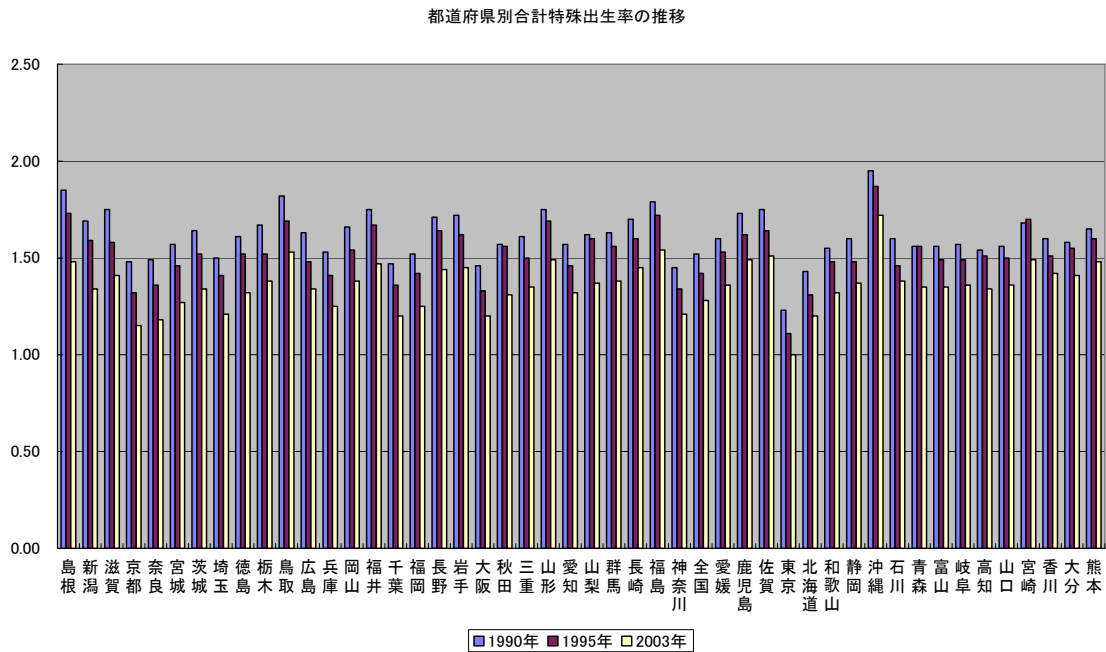
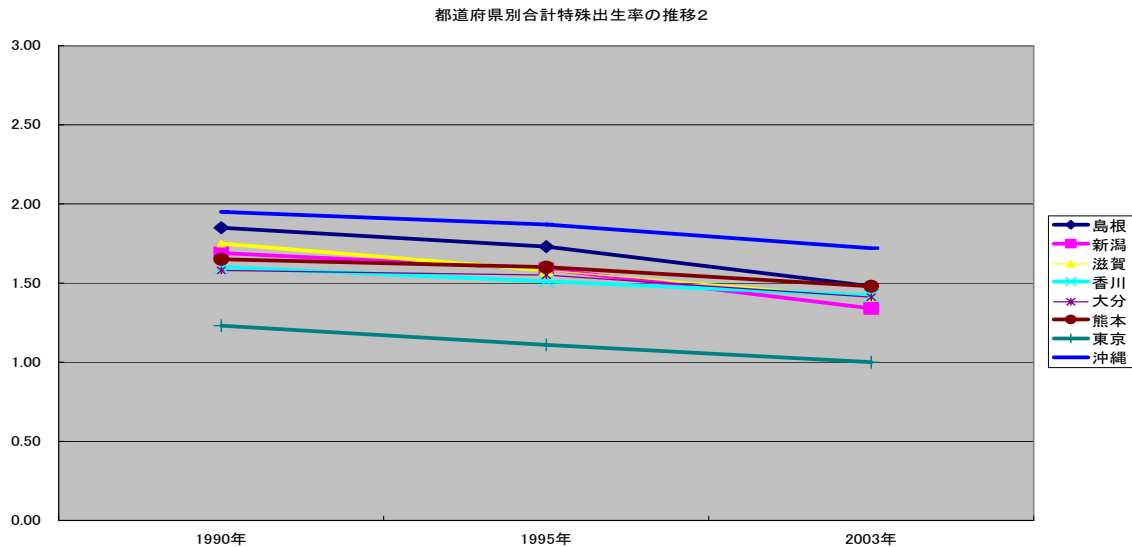


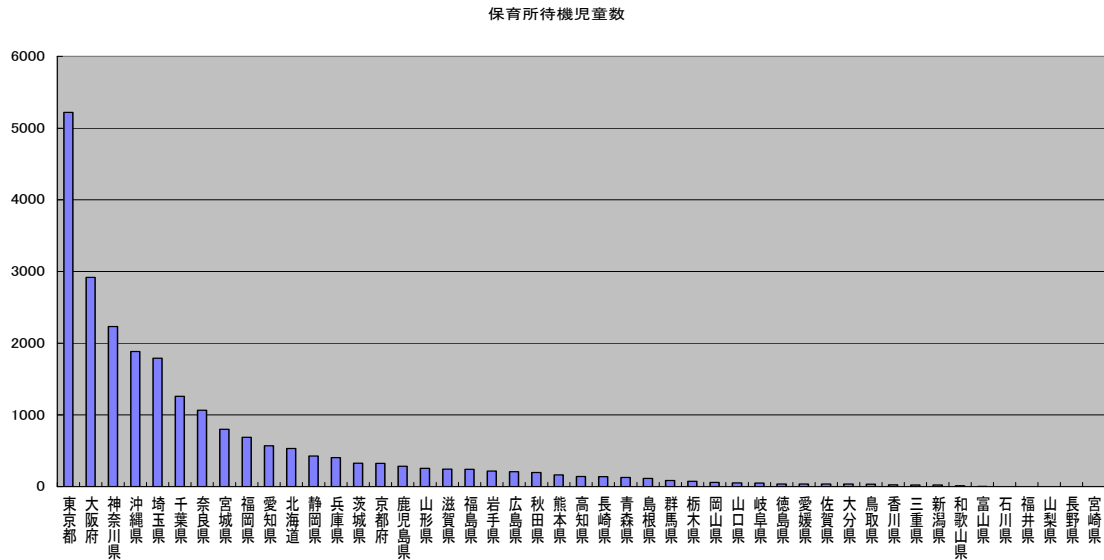
図1-3-2



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

次に、子育て支援の中心的役割を果たしてきた保育所を見る。図1-3-3より保育所待機児童数は、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、宮崎県が0人であるのに対して、東京都が5,221人で最も多く、続いて、大阪府が2,917人、神奈川県が2,233人となっている。地域によって大きな差があることがわかる。また、共働き家庭の増加などにより、都市部を中心に、保育所待機児童数が多いことがわかる。また、就業形態が多様化する中で、延長保育や休日保育などの特別保育の実施状況も地域によって様々である。

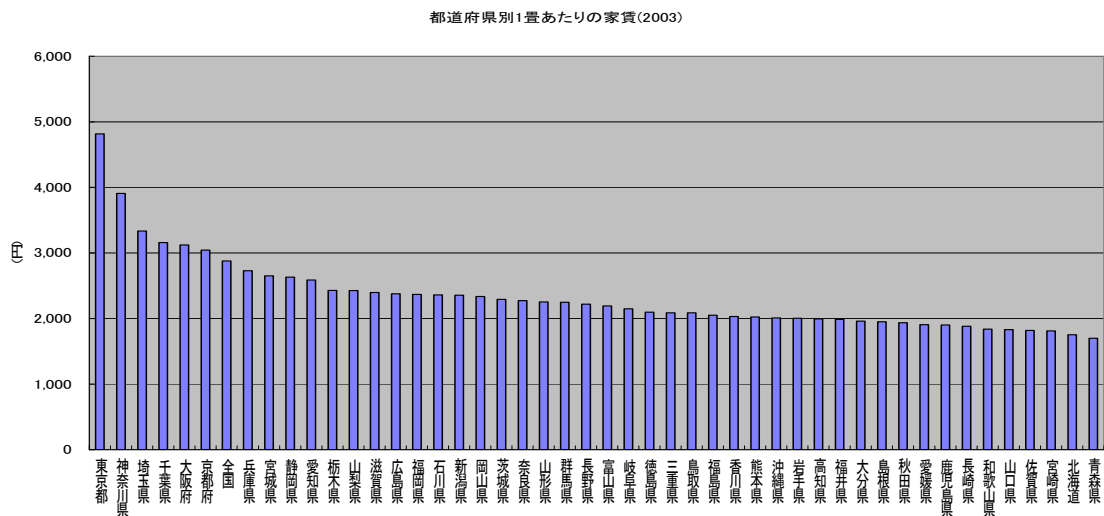
図1-3-3



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「保育所入所待機児童数調査」平成17年

次に、合計特殊出生率の経済的要因の1つである家賃を見る。1畳当たりの家賃を都道府県別で見ると、東京都は最も高く、4,819円である。続いて、神奈川県が3,909円、埼玉県が3,336円である。一方、最も低いのは、青森県の1,701円である。家賃は都市部で高く、地域差があることがわかる。

図1-3-4



資料：総務庁統計局統計調査部国勢統計課「住宅・土地統計調査報告」 総務省統計局統計調査部国勢統計課「日本の住宅・土地」

以上より、地域によって、合計特殊出生率の要因である出生率合計特殊出生率に関係のある保育所待機児童数、1 畳あたりの家賃にも違いがあるといえる。

よって、合計特殊出生率に地域格差が見られるのは、その地域における社会経済的な要因や結婚や出産に関係する要因、子供を産みやすい環境の整備状況による要因など様々な要因に違いがあるからではないか。

合計特殊出生率に、地域によっての格差が見られた。さらに、その様々な要因にも、地域によって違いが見られる。したがって、地域によって、合計特殊出生率の低下の原因は違うと考えられ、一国全体として普遍的な対応とともに、各地域の多様なニーズに応じた少子化対策を強化すること必要である。

## 第2章 実証分析

### 第1節 出生率に関する先行研究

前節にてまとめた現状分析から出生率低下の要因を探る上で、まず今まで展開されてきた出生率に関する先行研究の調査を行うことにした。

人口に関する理論研究は、マルサス<sup>(1)</sup>以来膨大な先行研究があった。中でも人口変動、特に出生率決定要因の分析を経済の一分野として扱う「人口経済学」が誕生したのは1950年代とされる。中でも、先駆的な役割を果たしたのが、ライベンシュタイン<sup>(2)</sup>、ベッカー<sup>(3)</sup>といった人々である。

特に Becker は、出産に関する意思決定に標準的なミクロ経済理論を応用した先駆的な研究の一つとして挙げられる。彼の議論は、いわゆる質・量モデル(Quality-Quantity Model)として知られ、後世の研究に多大な影響を与えている。

Becker によると、出産する子供の数と、子供の一人当たりのシャドープライスは家系にとって内生的に決定されるため、両者はトレードオフの関係にある。先進国において広くみられる出生率の低下は、子供の「量」(子供の数)に対する需要の所得弾力性が子供の「質」にたいする需要の所得弾力性を下回ることによって説明できる。例えば、所得が高くなると、親は子供の数を増やすことよりも、一人の子供により高い教育を受けさせることなどを通じて、子供の「質」を高めようとする。こうした教育などを通じた子供の「質」への投資が子育てのコストを大きくし、子供の数を減少させる一因となっているということである。

これらの理論をもとに作られたのが Becker 型モデルである。このモデルでは、子供の需要は、子供の消費財的側面(子供はかわいいので、そこから効用を得る)、投資財的側面(成長後に所得を稼ぐ、そして将来は老後の世話をみてもらうなど)の両面がある。どちらの側面にしても、子供の数は、子供のもたらす便益と子育て費用に依存する。子供の消費財的側面は親の効用によって測られるが、子供と一緒に過ごすことを追加的に増やす限界効用は所得にも依存するので、子供の便益は両親の所得水準にも依存する。そして、子育て費用は、直接の費用だけではなく子育ての機会費用(通常は母親の賃金)にも依存する。

(1) Thomas Robert Malthus(1766 -1834)

(2) Harvey Leibenstein(1922 - 1993) 理論経済学者

(3) Becker(1960 - 1991)

(4)人口問題研究所 56 - 4 (2000.12)pp.1~18

このような Becker の理論及びモデルを日本の現状と照らし合わせて分析を行っている論文はいくつもあるが、その中一つである『結婚・育児の経済コストと出生力—少子化の経済学的要因に関する一考察—』（高山 憲之）<sup>(4)</sup>を主要な専攻論文にすることにした。この研究では上記の Becker の研究をわが国の世帯構造の実態に留意しながら少子化の要因を分析しているという点で本論文の趣旨に合致しているというのがその理由である。

高山氏等が行った出生率に関する回帰分析の結果によると、男性賃金と出生率には生の関係、女性賃金や住居費とは負の関係が認められた。ところが児童手当や初婚年齢に関しては、負の関係が認められた。

これらの結果から論文では、女性の社会進出と関連させ、育児休業制度が取りやすくなる雇用環境とその制度の充実、離職・転職しても不利にならない労働市場の環境整備、保育所の需給のミスマッチをなくすような量的拡大とサービスの多様化、児童手当制度の充実など様々な方法の出生率に対する有効性を確認している。

また、児童手当で支給の推定結果は留保すべき結果となった点に関しては、結婚費用として親の所得と夫となる男性の所得格差を勘案すると、児童手当は夫となる男性の所得を高めて女性の結婚費用を低下させて結婚率を高め、ひいては出生力を高める効果を発揮するといった可能性について示唆している。

## 第2節 本論文における研究の方向性について

先行研究を踏まえて二つの疑問を感じた。一つ目は「日本において行われてきた各政策について有効性については触れられていない」という点。出生率低下の要因については他にも様々な分析がされてきた。だが、それに対する日本政府の対応、そしてそれらの有効性の有無に関しては触れられていない。二つ目は「地域格差が考慮されていない」という点である。もちろん日本全国において出生率は低下の傾向がある。だが、全国一律で同様の変化が起こっているわけではない。変化には当然地域格差があり、それらに見合った施策が各地方自治体で検討されているのである。

これらを踏まえ我々は、一つ目の疑問に関しては、I：これまでに政府が行ってきた政策についてのダミー変数<sup>(5)</sup>を加えてその優位性について確認。そして二つ目の疑問については、II：その地域による違いを条件に基づき「都市型」「農村型」等の形でグルーピングを行い、まず地域格差による要因の再分析を行うことにした。IIにおいてもIと同様に政策ダミー変数を導入し、地域によって格差がないか調査を行うことにした。

また、先行論文において対象とした推計期間であるが、より現状に即した結果を得るために出来る限りで推計期間の延長<sup>(6)</sup>を行った。

---

(5) 本論文 第1章 第2節「日本の少子化対策」にそったダミー変数を導入する。

(6) 推計期間の決定においては、CHOW テストを行い構造変化が起こった年から推計を行うという方法を試みた。だが、どの変数においても構造変化が起こらなかったため、この方法は見送った。

## 第3節 分析方法

Becker 型のモデルを用いて推計を行った。(Becker 型モデルの説明に関しては前節での説明をもってここでは省略する。) 出生率を決める子供に対する親の需要が上記の多様な要因によって決まることに注目しながら、**I：出生率の決定要因分析及び、ダミー変数の導入による政策の有効性の確認**。そして**II：グルーピングによる地域格差の実証分析**を行うことにする。Iは47都道府県についてのパネル分析となっている。対してIIは各都道府県を都市型<sup>(7)</sup>、都市近郊型<sup>(8)</sup>、地方型<sup>(9)</sup>、農村型<sup>(10)</sup>といったカテゴリーに分類<sup>(11)</sup>し、グループごとに推計を行っている。ダミー変数については同様導入しており、グループごとに政策の有効性を見る。

推定期間は1989年から2003年までの14年間で、上記の変数を47都道府県について集めたプールされたクロスセクション・データを用いて回帰分析を行った。分析に使用した説明変数及び推計式は以下のとおりである。

### 被説明変数

47都道府県の合計特殊出生率(TFR)

### 説明変数

#### ① 25歳～29歳世代の男性の賃金(2529MW)

これは、賃金の子供数に対する所得効果を見るため、予想される符号はプラスである。賃金として用いたデータは『賃金構造基本統計調査』の所定内給与額である。ここでは、下級財の効果を見るため、所得の自乗の項も加えて推計することとした。自乗項の推定係数は下級財ならばマイナスとなるはずである。

#### ② 25歳～29歳世代の女性の賃金(2529FW)

女性に賃金の上昇による機会費用の増加の効果を見るため、『賃金構造基本統計調査』の所定内給与額を用いた。ここでの予想される符号はマイナスである。

#### ③ 教養娯楽支出(AMUR)

子供の便益が所得にどのように依存するかを別の面から検証するため、『家計調査年報』より、勤労者世帯の教養娯楽費支出の消費支出に対する比率を用いた。

---

(7) 北海道 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県  
福岡県

(8) 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県  
愛知県 三重県 滋賀県 奈良県 岡山県 広島県

(9) 岩手県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 富山県 石川県 福井県  
鳥取県 島根県

(10) 青森県 和歌山県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 佐賀県  
長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(11) 分類は、信金中金月報(2003.12)「都道府県の社会・経済特性からみた課題と対策」おいて行われた都道府県別データの主成分分析結果を参考にしている。どのように都道府県を分類するかというのは本論文のテーマと差異がある為、詳細な分類法に関しては割愛する。

## ④ 教育費の物価指数(EDUP)

教育費の金銭的コストの上昇の効果をj知るため、都道府県別(県庁所在地)に教育費の物価指数を作成した。『消費者物価指数年報』を用いて、1990年を100とした時系列の消費者物価指数に1992年時点の消費者物価地域差指数を乗じて、この指数を作成した。

## ⑤ 幼稚園定員数(KINDER)

ここでは、幼稚園が教育機関としての機能を持つ一方で、幼児の保育サービスを供給している側面にも注目した。ただし、幼稚園が提供する保育サービスは時間が限られている一方、通園バスなどの自己負担があることなどを考えると育児コストの増加要因となる可能性がある。これを保育園の影響と対比するために、0～4歳の幼児1人当たりの幼稚園定員数(『文部統計要覧』(各年版))を説明変数として加えた。

## ⑥ 保育園(NURS)

保育所の保育料は基準に従って世帯の所得水準に依存するものではあるが、保育所供給が増えることにより、上記の幼稚園と同様に追加的な費用の軽減が測られるのみならず、育児と就業の両立もしやすくなるので、出生率に影響が生じると考えられる。したがって、0～4歳の幼児1万人当たりの保育園定員数(『保育白書』(各年版))を説明変数に加えた。

## ⑦ 住居費(HOUS)

子供数が多いほど、住居費がかさむことが子育てコストを増しているかという問題を検討するため、民間賃貸住宅の3.3平方メートルあたりの賃貸料を使用した。

## ⑧ 児童手当支給(PUB1)

公的な子育てコスト軽減の指標として、児童手当受給者数(『社会福祉行政業務報告』(各年版))の0～4歳幼児の児童数に対する比率を使用した。

## ⑨ 児童福祉費支出(PUB2)

公的な子育てコスト軽減の指標として、県及び市町村の児童福祉費支出総額(『社会福祉行政業務報告』(各年版))を、14歳以下の人口数で除したものをを用いた。

## ⑩ 婚姻率(WEDR)

我が国では婚姻が出生に決定的な影響を及ぼしていると言われる。この効果を知るため、人口1000人当たりの婚姻件数(『人口統計資料集』(各年版))を用いた。

## ⑪ 平均初婚年齢(WEDAGE)

晩婚化の効果をj知るため、女性の平均初婚年齢(『人口統計資料集』(各年版))をとった。婚姻が出生に重要な影響を及ぼしているとして、晩婚化により平均初婚年齢が上昇すれば、統計上は一時的に合計特殊出生率が減少する。30歳以上で結婚した女性では24歳以下で結婚した女性と比べて出産タイミングが有意に遅くなり、出産意欲が低くなっていることが知られている(福田 1999)。ところが、平均出産年齢の上昇が末子の出産をあきらめさせる効果を持っているとするならば、晩婚化は一時的な効果にとどまらず、構造的な影響を持ちうる。

## ⑫ 離婚率(DIVR)

もし、離婚の可能性が高く、かつ離婚後に養育費等の金銭的コストがかかると予想しているとするならば、離婚率の高さは少子化につながるかもしれない。そこで、人口1000人当たりの離婚件数(『人口統計資料集』(各年版))を用いた。

## ⑬ 妊産婦保健指導数(PREG)

公的な子育てコスト軽減の効果として、母子衛生活動の効果を調べるため、妊娠届出数に対する妊産婦保険指導の比率をとった(『国民衛生の動向』(各年版))。

## ⑭ 社会保障収入(SSYR)

『家計調査年報』より、「実収入」に占める「その他の経常収入」の比率を使用した。「その他の経常収入」とは、社会保障の受給等である。もし社会保障からの移転所得があると、親が労働市場に参入するかどうかを決める留保賃金が変わり、結果的に子育ての機会費用も変化すると考えられるので、この変数を加えた。

## ⑮ 世代間移転収入(GTYR)

『家計調査年報』より、実収入に占める特別収入の比率を使用した。特別収入とは、他の世帯からの受贈等である。もし世代間の所得移転が大きければ、子供の投資財としての役割が強調され、子供数が増加すると考えられる。

## ⑯ 税・保険料負担(TR)

『家計調査年報』より、税金や社会保険料(公的年金の保険料や健康保険料)などの非消費支出の実収入に占める比率を使用した。

## ⑰ 25-29歳の女性人口(2529FPOP)

本データは都道府県別に修正されたデータであるため、各都道府県の25歳～29歳の女性の人口でウェイト付けしてある。

政策ダミー変数

現状分析において確認した各政策の有効性について分析を行うため、各政策の有無をダミー変数として推計式に加えた。

## ⑱ 育児休業法の試行(DUMMY1)

育児休業法は1992年4月より施行されているので1992年からの1とし、それ以前を0とした。(以下⑲～㉑についても施行年から1とし、それ以前を0として導入している。)

## ⑲ 育児休業給付の支給開始、育児・介護休業法の施行(DUMMY2)

育児休業給付の支給開始は1995年4月。育児・介護休業法の施行は1995年10月ということで、同年内に行われた二つの政策に関しては一つのダミー変数として結果をみることにした。

## ⑳ 改正児童福祉法の施行(DUMMY3)

1998年4月より施行

## ㉑ 改正児童手当法の施行(DUMMY4)

2000年6月より施行

以上のような説明変数それぞれの育児コストへの影響を通じた出生率に対する効果を見るために、次のような線形の推定式を用いた。実際の推定では、各説明変数に標準化を行い、変数間の単位による格差を取り除いている。

$$\begin{aligned} \text{TFR} = & \alpha + \beta_1 \text{MW} + \beta_2 \text{MW}^2 + \beta_3 \text{FW} + \beta_4 \text{AMUR} + \beta_5 \text{EDUP} \\ & + \beta_6 \text{KINDER} + \beta_7 \text{NURS} + \beta_8 \text{HOUS} + \beta_9 \text{PUBI} \\ & + \beta_{10} \text{PUB2} + \beta_{11} \text{WEDR} + \beta_{12} \text{WEDAGE} \\ & + \beta_{13} \text{DIVR} + \beta_{14} \text{PREG} + \beta_{15} \text{SSYR} + \beta_{16} \text{GTYR} \\ & + \beta_{17} \text{TR} + \beta_{18} \text{FPOP} + \beta_{19} \text{DUMMY1} + \beta_{20} \text{DUMMY2} \\ & + \beta_{21} \text{DUMMY3} + \beta_{22} \text{DUMMY4} \end{aligned}$$

## 第4節 推計結果及びその考察

まずは『I：出生率の決定要因分析及び、ダミー変数の導入による政策の有効性の確認』の推計結果から見ていくことにする。推計結果についてはまとめたものが表 2-4-1 である。

- ① 25 歳～29 歳世代の男性の賃金(2529MW)  
 予想に反し有意に負の結果が得られている。次に、所得の自乗の 2529MW 2 の項は、有意にプラスとなっている。
- ② 25 歳～29 歳世代の女性の賃金(2529FW)  
 有意にマイナスとなっており、女性の賃金の上昇による機会費用の増加が、子育てコストとして作用していることを示している。
- ③ 教養娯楽支出の消費に占める割合(AMUR)  
 有意な結果が得られなかった。
- ④ 教育費の物価指数(EDUP)  
 予想に反して有意にマイナスとならなかった。
- ⑤ 幼稚園定員数(人口対比) (KINDER)  
 プラスの符号を予想したが、ここではマイナスの計数が推定されている。
- ⑥ 保育園定員数(人口対比) (NURS)  
 予想通り、プラスの符号が推定されている。
- ⑦ 3. 3 m<sup>2</sup>あたり住居費(HOUS)  
 有意ではなかったが、負の係数が推定されている。
- ⑧ 児童手当支給(PUB1) 及び⑨児童福祉費支出(PUB2)  
 正の符号を予想したが、後者において負の符号が有意に推定されてしまっている。児童手当支給が負の符号になった理由は、出生率が時とともに傾向的に減少している中で、児童手当が徐々に増加してきたためであると考えられる。
- ⑩ 婚姻率(WEDR)  
 予想通り有意に正の符号が得られた。いっぽう⑪平均初婚年齢(WEDAGE) は、有意ではないが負の符号になっており、予想どおり初婚年齢が高いほど子供数が低いということが伺える。
- ⑫ 離婚率(DIVR)  
 離婚率の高さは予想どおり、有意に負の係数が推定されている。
- ⑬ 妊産婦保険指導数(PREG)  
 妊産婦保険指導数の届出妊娠件数に対する比率は、予想どおり正の係数が得られている。
- ⑭ 社会保障収入(SSYR)  
 社会保障収入の実収入に占める割合は、世代間の扶養の必要性を低め、予想通り、マイナスの結果を示している。
- ⑮ 世代間移転収入(GTYR)  
 世代間移転収入の実収入に占める比率は有意にプラスの結果を示しており、世代間扶養の考え方が子供を投資財的な意味に置いているとも考えられる。
- ⑯ 税・保険料負担(TR)  
 税・保険料負担の非消費支出の実収入に占める割合が高いほど、少子化が進む可能性を示している。これは、可処分所得の減少を通じた所得効果であると考えられる。

- 18 育児休業法の試行(DUMMY1)  
有意に正の符号が得られた。政策の効果があったといえる。
- 19 育児休業給付の支給開始、育児・介護休業法の施行(DUMMY2)  
有意な結果ではあったが、符号はマイナスとなってしまった。政策の効果については疑問がのこるということであろうか。
- 20 改正児童福祉法の施行(DUMMY3)  
有意ではない上に、マイナスの符号であった。
- 21 改正児童手当法の施行(DUMMY4)  
有意ではない上に、マイナスの符号であった。

表2-4-1 全国推計結果

説明変数	回帰係数(t値)
2529MW	-2.1503(-7.5525)
2529MW2	2.0910(7.55569)
2529FW	-0.3505(-5.7113)
AMUR	0.0250(0.64979)
EDUP	0.1829(2.64152)
KINDER	-0.0554(-2.2266)
NURS	0.0626(2.47859)
HOUS	-0.0934(-1.7164)
PUB1	-0.0532(-1.5965)
PUB2	-0.1375(-3.6509)
WEDR	0.4908(11.1094)
WEDAGE	-0.0131(-0.2939)
DIVR	-0.2334(-4.1537)
PREG	0.0284(1.47215)
SSYR	-0.0123(-0.6698)
GTyr	0.0044(0.25418)
TR	-0.0260(-0.6657)
FPOP	-0.3575(-8.5416)
DUMMY1	0.3070(3.30109)
DUMMY2	-0.1505(-1.9648)
DUMMY3	-0.0625(-0.8501)
DUMMY4	-0.0318(-0.4268)
決定係数	0.80071
ダービン・ワトソン比	140.3
残差平方和	-0.34475
サンプル数	658

全国の推計結果について主だった特徴についてまとめる。まずは女性賃金についてであるが、有意に負の結果が得られた。当初予想していたとおり、女性の機会費用の上昇が子育てコストに作用しているといえる。

次に保育園の値についてであるが、有意に正の結果がでた。保育所の増設はやはり出生率の増加につながる。また幼稚園に関して負の値が有意に出ていることから、出産後数年が経過してから利用できる養育機関よりも、0歳から利用が可能な施設の増加のほうが出生行動の促進を促す効果があるようである。

さらに、児童福祉支出及び政策ダミーである育児休業給付について見る。どちらも有意に負の結果である。また有意ではないが、社会保障収入、改正児童手当法なども負の符号となっている。これらに共通していえることは、どれも資金面での援助であるということである。逆に育児休業法の政策ダミーに関しては、有意に正の結果が出ている。以上より、現在の日本の育児援助としては資金援助政策よりも、育児環境整備政策を充実させることの方が有効であるといえる。

次に『Ⅱ：グルーピングによる地域格差の実証分析』の結果を見る。全ての変数についてではなく、全国、都市型、農村型それぞれの結果の比較において差が出た説明変数及び政策ダミー変数についてのみ考察する。都市型、農村型の推計結果については表 2-4-2、表 2-4-3、表 2-4-4、表 2-4-5 にまとめた。

#### 都市型（表 2-4-2 参照）

都市型において、教養娯楽費は、出生率を下げる効果を持つ。このことから、子どもが下級財としての特徴をもっていることが分かる。また、教育費が高いほど出生率は下がり、2000年に施行された改正児童手当法は出生率上昇に寄与している。以上のことから、子育て費用の軽減が出生率に良い影響を与えることが見て取れる。

保育所の定員数の増加は、予想に反し、出生率に負の影響を与えている。これは、都市型では保育所の入所を待つ児童数が全国に占める割合の 65.8%と過剰であるため、保育所増加のスピードが待機児童を消化するにいたっていないからではないか、と考えることができる。

#### 都市近郊型（表 2-4-3 参照）

住居費及び税保険料負担について有意に負の結果が得られた。また妊産婦保健指導数に関しては有意に正の結果が得られた。

都市近郊型に関してはそれほど際立った結果が得られなかったが、育児手当支出や育児休業給付等については負の係数が得られているのに対し、育児休業法については正の係数が得られた。やはり、資金面での援助よりは育児環境整備政策の方が比較的有効であるといえる。

#### 地方型（表 2-4-4 参照）

幼稚園、保育所が共に有意に正の値を示している。また、住居費が有意に負の値を示していることから、幼稚園、保育所の増設や、住居費の軽減など、育児環境を支援する政策が合計特殊出生率を上げるのに効果があると考えられる。

また、教育費が有意に正の値、児童手当、児童福祉支出、社会保障収入、育児休業給付が有意に負の値を示していることから、育児費用の支援はあまり効果がないといえる。

政策の効果は、育児休業法、改正児童福祉法、改定児童手当法、が有意な値を示していない。また、育児休業給付が有意に負の値を示していることから、効果があるのか疑問である。

以上より、地方型においては、資金援助政策よりも、育児環境整備政策を充実させることの方が有効であるといえる。

農村型 (表 2-4-5 参照)

幼稚園や保育所の係数が負であることについては、過疎化などの問題により子どもの絶対数が少ないため有効でないということが考えられる。次に、ダミーとして加えたほとんどの政策の効果が正であること、税・保健料負担が正であることから、国が行う政策を信頼しており、そのための税負担はあまり負担には感じていないと考えられる。また妊産婦保健指導も有意に正の値であることから、母子衛生活動が一定の効果を与えるということがわかる。

農村型全体の傾向として、国の政策は、保育所整備などを主な目的とする児童福祉法などの政策ではなく、育児コストの軽減を目的とした資金援助を中心とした政策が有効であるといえる。また、地域の政策としては、母子衛生活動を中心とした子育て教育が有効である。

表2-4-2 都市型

説明変数	回帰係数(t値)
2529MW	0.1664( 0.18143)
2529MW2	-0.0810( -0.096)
2529FW	-0.0490( -0.5001)
AMUR	-0.1044( -3.105)
EDUP	-0.8141( -4.5067)
KINDER	0.0415( 0.79847)
NURS	-0.2195( -3.4634)
HOUS	0.0390( 0.21384)
PUB1	-0.0683( -1.1188)
PUB2	-0.1335( -1.5697)
WEDR	-0.1032( -1.036)
WEDAGE	-0.4046( -2.7405)
DIVR	-0.0132( -0.0999)
PREG	0.0109( 0.28073)
SSYR	0.0153( 0.51303)
GTYS	0.0609( 1.91449)
TR	-0.0756( -1.651)
FPOP	-0.0921( -0.8304)
DUMMY1	0.5538( 2.64688)
DUMMY2	0.1946( 1.42198)
DUMMY3	0.2032( 1.51437)
DUMMY4	0.5607( 4.14198)
決定係数	0.925342
ダービン・ワトソン比	10.0041
残差平方和	4.89E-16
サンプル数	126

表2-4-3 都市近郊型

説明変数	回帰係数(t値)
2529MW	-4.3189( -4.3171)
2529MW2	4.3005( 4.29808)
2529FW	-0.0321( -0.3973)
AMUR	0.0265( 0.86733)
EDUP	0.1651( 1.33771)
KINDER	-0.3276( -6.9228)
NURS	0.0457( 1.37581)
HOUS	-0.4091( -4.721)
PUB1	-0.0535( -1.3673)
PUB2	-0.4428( -5.1343)
WEDR	0.3222( 5.81141)
WEDAGE	-0.0795( -0.9509)
DIVR	0.0525( 0.38589)
PREG	0.0861( 2.51341)
SSYR	0.0073( 0.23981)
GTYS	0.0498( 1.73894)
TR	-0.0728( -2.1399)
FPOP	-0.2183( -4.5161)
DUMMY1	0.3117( 1.75536)
DUMMY2	-0.3821( -2.8245)
DUMMY3	0.0965( 0.73721)
DUMMY4	0.0859( 0.57002)
決定係数	0.859423
ダービン・ワトソン比	29.3807
残差平方和	-2.5E-16
サンプル数	196

表2-4-4 地方型

説明変数	回帰係数 (t値)
2529MW	-0.6928( -0.7617)
2529MW2	0.2275( 0.25423)
2529FW	-0.2738( -1.5818)
AMUR	0.2075( 1.08813)
EDUP	0.8283( 5.48926)
KINDER	0.4648( 5.77581)
NURS	0.5742( 5.04867)
HOUS	-0.3807( -3.0665)
PUB1	-0.2081( -3.0439)
PUB2	-0.7759( -4.2026)
WEDR	0.4084( 5.36394)
WEDAGE	0.1289( 1.12437)
DIVR	-0.1999( -1.5895)
PREG	-0.0697( -1.3245)
SSYR	-0.1875( -3.8549)
GTyr	-0.0149( -0.3748)
TR	-0.2035( -1.0583)
FPOP	0.0078( 0.10753)
DUMMY1	0.2580( 1.15142)
DUMMY2	-0.4059( -2.4282)
DUMMY3	0.1535( 0.79245)
DUMMY4	-0.0842( -0.4613)
決定係数	0.838813
ダービン・ワトソン比	24.0169
残差平方和	5.29E-16
サンプル数	140

表2-4-5 農村型

説明変数	回帰係数 (t値)
2529MW	2.0889( 2.56005)
2529MW2	-2.3752( -2.97668)
2529FW	-0.0497( -0.5352)
AMUR	-0.0098( -0.292921)
EDUP	-0.6023( -4.11333)
KINDER	-0.3152( -4.53318)
NURS	-0.1426( -2.12529)
HOUS	0.3417( 3.68035)
PUB1	0.0476( 1.04529)
PUB2	-0.5489( -4.93593)
WEDR	0.1512( 3.24018)
WEDAGE	0.0260( 0.314347)
DIVR	-0.1440( -1.16128)
PREG	0.1850( 3.74159)
SSYR	-0.0031( -0.08923)
GTyr	0.0351( 1.06123)
TR	0.0148( 0.460421)
FPOP	-0.2758( -6.87396)
DUMMY1	0.6715( 3.78543)
DUMMY2	0.2983( 1.95434)
DUMMY3	-0.2127( -1.3517)
DUMMY4	0.2611( 1.66547)
決定係数	0.841116
ダービン・ワトソン比	30.8234
残差平方和	-8.52717E-16
サンプル数	182

4 グループに共通する特徴としては、育児休業法の値が正の符号をしめしていることがあげられる。事実育児休業法の係数は他の要因と比べても比較的大きな値が得られており、育児休業制度が出生率については良い効果があったということが言える。逆に、女性賃金と児童福祉手当は、どのグループにおいても出生率に対し負の結果が得られた。どこの地域においても、単なる資金面での援助よりも育児環境の整備政策の方が出生行動に対し良い効果を与えるというのはある種の統一した見解といえるようだ。

対して、グループ間の比較において特に差が見られたのは農村型であった。農村型では、資金面での援助が出生率に正の影響を与えると言う点で、他のグループと異なる結果が得られた。逆に都市近郊型と地方型においては、育児環境の整備が有効であった。農村型では祖父母による支援なども期待できる為か、育児環境整備制度よりも資金面での支援が効果を挙げることが比較結果からも言える。

## 第3章 政策提言

---

### 政策1 育児休業制度の再検討

2005年、育児休業法の施行により3年間の育児休業が法律によって保障されることとなった。これにより、働く女性は3年間の休業の後に元の職場に復帰することができる。しかしながら、変化の激しい日本社会において3年間のブランクを埋めることは容易ではなく、結果として女性の退職または出産の敬遠につながっている。

この制度の問題点は、3年間離職することに対する女性自身の躊躇が、一切考慮されていないということである。つまり、女性が子育てをしながらも、社会に取り残されることなく、仕事を続けられるような環境づくりが必要である。

具体的な案としては、勤務時間の短縮や在宅勤務の導入が挙げられる。これにより、子育てと仕事の両立を促進することができる。ただし、これには、企業の協力が不可欠であり、慣習的な構造改革が求められる。

### 政策2 保育所の充実

第2章の実証分析の結果から、保育所増設の有効性が明らかになった。また、質の高い(立地条件、営業時間等)、個人のニーズに更に密着した保育所を増設することが、出生率の上昇に有効である。政策1に関連して例を挙げると、親が勤務するオフィスビル内に保育所を設置する。それにより、わが子に接する機会が倍増する。また、保育所に関連した社会保障制度の導入を提案する。具体例として、「保育証」の発行を考案する。これは、「保険証」の保育所バージョンであり、保育所における月謝や給食費といった諸費用を支払う際に、国からの援助により割引を受けられるというシステムである。

### 政策3 妊産婦保健指導の拡充

推計結果から、妊産婦に対する母子衛生指導の有効性が確認された。しかしながら、これは政府にしかできない業務ではない。また、政府業務の拡大よりもむしろ、小さな政府を目指しているのが今日の日本である。そこで、少子化の進行に伴って打撃を受ける民間の教育業界、娯楽業界の協力を得て、妊産婦に対する指導の普及・拡大を狙う。それにより、核家族化が進行する中でも、育児に関する知識を得て、不安や悩みを解消することのできる場を提供することができるのである。例としては、育児関連の商品・サービスを扱う企業が協同し、幕張メッセ等にて東京モーターショーならぬ、東京育児フェスタを開催するなど、妊産婦及びこれから結婚・出産を意識している女性に対し育児に関する知識の拡充・意識の向上を促す。

## 政策 4 個人に対する資金援助の見直し

推計結果より、政府による全国一律の資金援助は出生率の上昇によい影響を与えないことが判明した。ゆえに、児童手当などの、個人に対する経済的援助は、現在の被援助者を考慮しつつ段階的に縮小してゆくべきである。児童手当法にあった月 5,000 円を現金で支給するといった形の資金援助に固執することなく、育児施設などに対する資金援助が求められる。また、「政策 2」にあるように保育証のような用途を明確にした育児資金の支給も行うべきである。

## 政策 5 地域の特色に根ざした政策の追求

第 2 章の推計結果から、都市型、都市近郊型、地方型、農村型、それぞれの地域に、出生率の要因に特色があることがわかった。よって、出生率の低下を抑えるためには、全国一律政策だけではなく、地域の特色に見合った政策も行うことが有効である。

各地域に対して言うと、共働きの家庭が多く待機児童数も多い都市型では、保育所等の育児環境整備を、都市近郊型では、被妊産婦保健指導数の増加や育児休業を、地方型では、幼稚園、保育園の増設、住居費の軽減を、農村型では育児休業給付、児童手当といった育児資金面での援助を重点的に少子化対策を行うべきである。

要するに、都市型、都市近郊型、地方型では育児環境整備を中心に少子化対策を行い、それらの地域とは違い地方型では育児の資金面での支援を重点的に行うべきである。

地域の人口構造、経済状況の違いやニーズの違い等を把握し、政策を講じる必要がある。

## 第4章 今後の研究課題

---

今回の研究では、推計の際に都道府県データを用いた。しかし、都道府県の中の市区町村の間にも、人口構造、経済状況等に大きな差異がある。願わくは、今後市区町村単位のデータや地域の政策を用い、より精密な推計を行いたい。そして、より地域のニーズにあった政策を模索し有効な少子化対策方法を提案したい。

合計特殊出生率の差異についても言及していきたい。合計特殊出生率が改善してきている地域と特に悪化している地域の経済的状況、社会的状況、人口構造、政策等の違いから、改善策を考案したい。

現在、アジア各国でも急速な少子化が進行している。少子化先進国として、日本が将来モデルケースとなることができるよう、団塊ジュニアが30代の今、早急かつ有効な政策が求められる。

## 《参考文献》

- 高山憲之・小川浩・吉田浩・有田富美子・金子能宏・小島克久 (2000) 「結婚・育児の経済コストと出生力—少子化の経済的要因に関する一考察—」『人口問題研究』56-4 p.1~18
- 上野千鶴子(1998)『出生率低下』人口問題研究
- 永瀬伸子(1999)『少子化の要因』人口問題研究
- 阿藤誠,三田房美(2000)『西欧諸国における出生率の動向と政策的対応』人口問題研究
- 『少子化 3 つの大誤解』 週間ダイヤモンド 2005.09.10
- 小椋正立 (1992) 「1970 年以降の出生率の低下とその原因—県別、年齢別階層データからのアプローチ—」『日本経済研究』No.22 p.46-76
- 米倉信行(1995)「我が国の出生率低下の要因分析—都道府県別データに基づくクロスセクション分析—」『フィナンシャル・レビュー』34号 p.1-23
- 八代 尚宏, 小塩 隆士, 井伊 雅子, 松谷 萬太郎, 寺崎 泰弘, 山岸 祐一, 宮本 正幸, 五十嵐 義明 (1997) 「高齢化の経済分析」『経済分析』151号 p.113-120
- 古郡頼子(1992)「若者の勤労観、就業行動と出生率の変化」『人口学研究』15号 p.45-55
- 大淵寛(1988)『出生率の経済学』中央大学出版部
- 大沢真知子(1993)『経済変化と女子労働—日米の比較研究』日本経済評論社
- 浅見康司・石坂公一・大江守之・小山泰代・瀬川祥子(1997)「少子化現象と居住コスト」『人口問題研究』53-4号 p.15-31
- 河野稔子「わが国における出生力転換の要因に関する考察」『人口問題研究』
- 加藤久和(2000)「出生、結婚および労働力市場の計量分析」『人口問題研究』56-1号 p.38-60
- 加藤誠・三田房美「西欧諸国における出生率の動向と政策的対応」
- 白石小百合・鈴木亘(2002)「保育サービス供給の経済分析—認可・認可外保育所の比較—」『ICER DISCUSSION PAPER』83号 p.1-11
- 『少子化社会の子育て支援』国立社会保障・人口問題研究所
- 『平成 16 年度版 少子化社会白書』内閣府
- 『平成 16 年度版 国民生活白書』内閣府
- 『平成 17 年度版 厚生労働白書』厚生労働省
- “sweden’s family policies and roller-coaster fertility” Britta Hoem, Jan M Hoem 人口問題研究 1996.11
- 『ドイツにおける出生率および家族政策』 シャルロッテ・ヒョーン 人口問題研究 1997.06
- 『ヨーロッパ連合 EU15 カ国の人口置換水準以下の出生力』 ジャン=クロード・シュネ 人口問題研究 1998.03

## 《データ出典》

### 著者名『書名』

文部科学省生涯学習政策局調査企画課『学校基本調査』  
厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課『社会福祉施設等調査報告』  
厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課『社会福祉行業務報告』  
自治庁『地方財政統計年報』  
厚生労働省大臣官房統計情報部『保健所運営報告』  
総務省統計局『住宅・土地統計調査報告』  
厚生省人口問題研究所『人口統計資料集』  
総理府統計局『家計調査年報』  
労働大臣官房労働統計調査部『賃金構造基本統計調査』  
総理府統計局『消費者物価指数年報』  
内閣統計局『人口動態統計』